

令和7年9月11日

▼タイトル

補助金返還請求控訴事件に係る判決を受けて市長コメント

▼概要

高島市農産物等輸出拡大施設整備事業費補助金未返還にかかり、令和7年3月8日に株式会社 風車 代表取締役 飯阪 太祐 から控訴されていた「補助金返還請求控訴事件」について、大阪高等裁判所において判決が言い渡されました。

- 1 事 件 名 大阪高等裁判所
 令和7年（ネ）第624号 補助金返還請求控訴事件
- 2 相 手 方 株式会社 風車 代表取締役 飯阪 太祐
- 3 判決内容 控訴棄却

※令和7年2月20日大津地方裁判所判決
被告は、原告に対し、3億7375万円及びこれに対する令和5年6月1日から支払済みまで年10.95%の割合による金員を支払え。

※なお、判決確定まで2週間程度を要します。

▼市長コメント

本日（9月11日）、大阪高等裁判所において、「補助金返還請求控訴事件」に関する判決が言い渡されました。

市といたしましては、判決により債権が確定しました後、当該債権を所管する関係部局におきまして、適正な債権管理に努めてまいります。

▼問い合わせ先

○所 属：農林水産部 農業政策課
○電話 番 号：0740（25）8511
○ファックス：0740（25）8519

○所 属：総務部 総務課
○電話 番 号：0740（25）8538
○ファックス：0740（25）8101